

納税にご協力を

■今月は

《納税推進》強化月間

市では、5月を「納税推進強化月間」として、市税・国民健康保険税及び介護保険料を滞納し、督促状及び催告書等により再三納税のお願いをしてきたにもかかわらず、応じてもらえない方を対象に、夜間及び休日の戸別訪問を実施します。

国保・年金だより

若年者納付猶予制度が

できました

また、それでも納税されない場合には、滞納処分(電話加入権・預貯金・給与・不動産・生命保険等の差押え)に着手させていただきます。納め忘れていた方、滞納されている方は、至急納めるよう、お願いします。

6月1日は「人権擁護委員の日」

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、「人権擁護委員制度」が誕生しました。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。

■石川好男氏

☎552・5856

■中西弘氏

☎551・0567

■井上悦子氏

☎551・2685

間が幸福な人生を送るうえで、最も大切な権利です。自分だけではなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いの人権を守り、明るい社会を作りましょう。

市内には、法務大臣から委嘱を受けた3人の人権擁護

な理由で納税が困難な方はご相談ください。

■今月は、平成17年度の固定資産税・都市計画税(第1期)、軽自動車税(全期)の納期です。

■口座振替を

利用されている方へ

指定の口座から5月31日

(火)に自動的に振り替えま

す。残高不足にならないよ

う注意してください。

問合せ 収納課収納係

係

れば国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」ができました。

承認を受けている期間中に、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、一定の条件を満たしていれば、障害基礎年金または、遺族基礎年金が支給されます。

承認期間は、将来年金を受ける際の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。年金額に反映させるためには、保険料を10年以内に納付(追納)する必要があります。

(2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。)

問合せ 保険年金課 保険年金係

係

平成18年3月新規学校卒業

者を対象とする求人の申込み方法についての説明会を

次のとおり開催します。

新規学卒者を採用予定の

事業者の方は、

ぜひご出席ください。

日時 6月6日(月)

午後1時30分～4時

場所 青梅市福祉センター2階集会室(青梅市東青梅

1-177-13)

問合せ ハローワーク青梅学

卒担当 ☎0428・24・86

09内線54

官公署だより

新規学卒求人

申込み説明会

ハローワーク青梅では、

第47回「水道週間」
6月1日～7日



水道水 まちのすみまで
未来まで

水は、私たちの生活には欠かせない「生命の源」です。水道の蛇口をひねるだけで、好きなだけ出てくる水、この便利さゆえに、つい無駄に使っていないでしょうか。限りある大切な水を有効に上手に使いましょう。

■おいでください
「水道なんでも相談」コーナー
水道に対する皆さんの理解を深めていただくため、節水型蛇口コマの取替え実演や、メーターの見方、給水装置の展示など「水道」についての相談コーナーを開きます。当日は節水コマを無料配布します。皆さんお誘いあわせのうえ、お気軽においでください。

日時 6月2日(木)午前10時～午後3時
場所 市役所前庭
問合せ 水道事務所工務係 ☎551・2911

水道週間中の

浄水場施設見学会

きて、みて、感じて 水工場！

小作浄水場の施設見学会を実施します。

いつもは見ることので

きない、「水の工場」を見学

するチャンスです。

日時 6月1日(水)～7日(火)

554・4911

見学内容 土曜・日曜には親子体験コーナー(簡単な実験など)を予定しています。

問合せ 小作浄水場事務係 ☎

554・4911

場所 東京都水道局小作浄水場(羽村市小作台四丁目2番地の1)

6月の市民無料相談

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談 行政相談	1日(水)	午後1時30分～4時30分	商工会館2階会議室	
登記相談	2日(木)			
相続・遺言等暮らしの 手続き相談	14日(火)			
法律相談	3日(金) 8日(水) 15日(水) 22日(水)			
交通事故相談	16日(木)	午後1時30分～4時20分	市役所1階市民相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日の6日前から電話で市民相談係へ。 相談日以外は、東京都都民の声課 ☎03・5320・7733
税務相談	23日(水)			
女性悩みごと相談	福生市 8日(水) 22日(水)	午前9時～午後0時50分	市役所1階市民相談室	福生市・羽村市在住の女性の方でしたらどちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)予約は、相談日の2週間前から電話で福生市市民相談係 ☎551・1511、羽村市市民相談係 ☎555・1111へ。
羽村市との共同事業	羽村市 1日(水) 15日(水)	午後1時30分～4時20分	羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室	
少年相談	17日(金)	午前9時～午後5時	市役所1階市民相談室	予約制、市民相談係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター ☎0426・42・1677へ。
高齢者職業相談	21日(火)	午後1時30分～4時30分	市役所1階市民相談室	おおむね55歳以上の方が対象です。
介護保険相談	毎週火曜～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	第3庁舎2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552・2121
金融相談	16日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階研修室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほか ● 市政・市民相談 ● 国民年金相談 ● 母子・寡婦相談 ● 育児相談 ● 体力スポーツ相談 (以上 ☎551・1511 市役所代表)、● 心の相談 ● 成年後見相談 ● 苦情相談 ● 権利擁護相談 (以上 ☎552・2121 福祉センター)、● 教育相談 (直通 ☎551・7700) がありますのでお気軽にご相談ください。

《聴覚障害者の方へ》 広報や市のお知らせなどの問い合わせは、☎552・5150(社会福祉課 F A X)をご利用ください。問合せ 秘書広報課市民相談係